

行政評価制度の見直しについて

行政評価制度の実効性向上と評価作業の効率化を図るため、以下のとおり制度を見直しましたので、ご報告いたします。

1 現状と課題

区は、令和4年度に行政評価の目的・方針を明確にしたほか、2段階評価を導入する等、行政評価制度を見直し、評価と予算との連動性の強化等に努めてきた。今後、行政評価制度の目的を着実に達成し、方針に沿った運用を図るためにには、以下の課題を解決することが必要である。

- 事務事業の見直しや縮小、廃止等につなげるための仕組みが十分に整備されていない。
- 行政評価に携わる職員の業務負担が依然として大きい。

2 制度見直しの概要

(1) 事務事業の見直し等の促進に向けたヒアリングの実施

①目的

行政評価制度の実効性の向上（事務事業の見直し等につなげる仕組みの整備）

②取組内容

- ・予算の執行率が低い、成果指標の達成率が低いなどの事務事業について、企画・財政部門が所管課にヒアリングを実施する。
- ・ヒアリング結果等を踏まえ、所管課の取組状況を継続的に確認し、必要に応じて改善や見直し等を促す。

【ヒアリング対象案件の選定基準】

- | |
|--|
| ア…予算の執行率が60%未満の事務事業 |
| イ…成果指標の達成率が60%未満の事務事業 |
| ウ…ア、イの基準は満たしていないが、見直し等を図る余地があると考える事務事業 |

※令和8年度は、上記ア、イ、ウの中から、20件程度を抽出してヒアリングを実施予定

③期待される効果

所管課による事務事業の見直し等を促し、限られた資源の最適配分を図ることで、持続可能な区政運営を実現する。

(2) 評価対象範囲の見直しによる効率化

①目的

評価作業の効率化（職員の業務負担の軽減）

②取組内容

簡易評価の対象となっている事務事業（内部管理事務や施設維持管理事務等の定型的な事務事業。指標設定等は省略している）を行政評価の対象から除外する。

この見直しにより、行政評価の対象事務事業数は、590 事業から簡易評価対象事業を除いた 336 事業となる（約 43% の削減、令和 7 年度と同様の事業数とした場合の数値）。

③期待される効果

職員の業務負担を軽減するとともに、施策やその他の事務事業（施策を構成する事務事業）の評価作業により注力することが可能となる。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 3 月まで 新たな行政評価制度の実施に伴う、システムの設定変更作業

4 月以降 新たな行政評価制度の運用開始

職員説明会・研修の実施

8 月～9 月頃 所管課に対するヒアリングの実施